

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、古河市公民館(以下「公民館」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
古河市中央公民館	古河市下大野2248番地
古河市中田公民館	古河市中田新田135番地1
古河市古河東公民館	古河市東三丁目7番19号
古河市つつみ公民館	古河市小堤1766番地
古河市さくら公民館	古河市久能973番地1
古河市ふれあい公民館	古河市駒羽根1419番地4

(連絡調整に当たる公民館)

第3条 古河市中央公民館は、他の公民館との連絡調整等を行うものとする。

(職員)

第4条 公民館に、館長その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第5条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館に古河市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、30人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から古河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

4 委員の委嘱期間は、2年とする。ただし、補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

5 教育委員会は、委員が第3項の規定に該当しなくなった場合その他特別の事情が生じた場合は、その委嘱期間中であっても、解嘱することができる。

6 審議会の庶務は、古河市中央公民館が行う。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の古河市公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和35年古河市条例第18号)、総和町公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和36年総和町条例第4号)又は三和町公民館設置、管理等に関する条例(昭和45年三和町条例第20号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日から平成17年度までの間、公民館の管理等(公民館運営審議会の規定については除く。)については、合併前の条例の例による。

4 委員の定数は、平成18年3月31日までは、第5条第2項の規定にかかわらず、45人以内とする。

5 この条例の施行後初めて委嘱する委員の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成19年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の古河市公民館の設置及び管理に関する条例(以下「改正前条例」という。)第5条の規定により委員として委嘱された者は、引き続きこの条例による改正後の古河市公民館の設置及び管理に関する条例(以下「改正後条例」という。)第5条の規定による委員とする。ただし、その任期は、改正後条例第5条第3項本文の規定にかかわらず、改正前条例第5条の規定に基づき委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(古河市公民館利用条例の一部改正)

3 古河市公民館利用条例(平成17年条例第150号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成23年条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第38号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。